

委託業務契約書（案）

今帰仁村

令和7年度今帰仁村高校生海外短期留学派遣事業

海外ホームステイ研修管理委託業務

(総 則)

第1条 発注者 今帰仁村長 久田浩也(以下「甲」という。)及び受注者
(以下「乙」という。)は契約書記載の業務に関し、この契約書に定めるものの
ほか、別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(委託料)

第2条 甲が乙に支払う委託料は 〃 円 とする。
(内消費税相当額 〃 円)。

(期間)

第3条 本契約の期間は、令和7年●月●日から令和8年3月25日とする。

(支払い)

第4条 甲は、乙が指定する口座に振り込む。契約後、乙の請求により費用の90%以内
を甲は乙の指定口座へ支払うものとする。残金は検査完了後、速やかに支払うこととする。

(遅延料)

第5条 甲の責に帰すべき理由により、前項の支払いを遅延した場合は、甲は乙に対し、その
遅延日数につき年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
2 前項の支払利息の額が100円未満であるとき、及び100円未満の端数があるときはこれを
切り捨てる。

(取消料)

第6条 契約締結後、甲の都合による取消が生じた場合は、乙の規定の取消料を支払うものと
する。

12月 ●日～1月31日	〃 (参加者1名につき)
2月 1日～2月13日	〃 (参加者1名につき)
2月14日～2月15日	〃 (参加者1名につき)
当日	〃 (参加者1名につき)

(解除等)

第7条 甲又は乙が、この契約に定める義務を履行しないとき、甲又は乙は、一定の猶予期間
を定め催告したのちに契約を解除することができる。

(業務内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは乙と協議した後、乙に対して書面による通知により業務内容を変更することができる。この場合において、必要があると認める時は、甲は必要な費用等を負担しなければならない。

(契約外の事項)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約の紛争)

第10条 本契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所北部支部を管轄裁判所とする。

以上の契約履行を確保するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年●月●日

(甲)	住 所	沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
	名 称	今帰仁村長 久田 浩也

(乙)	住 所	
	名 称	
	氏 名	

記

1. 実施団体：今帰仁村

2. 研 修 地：アメリカ合衆国ジョージア州、ワシントン D.C

3. 研修期間：令和8年2月16日（月）～令和8年2月27日（金） 12日間

4. 研修生人数：生徒6名 引率1名

5. 費 用：生 徒 ￥ _____ 円（内訳：生徒6名×￥ _____ 円）

引 率 ￥ _____ 円（内訳：引率1名×￥ _____ 円）

合 計 ￥ _____ 円（消費税込み）